文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会無形文化遺産特別委員会(第1回)議事録

1. 日時

平成 26 年 1 月 8 日 (水) 15:00~17:00

2. 場所

文化庁特別会議室

3. 出席者

委員: 岩崎委員, 内田委員, 大貫委員, 小川委員, 小野寺委員, 神崎委員, 河野委員

事務局:河村文化庁次長,山下文化財部長,大和文化財鑑査官,平林伝統文化課長,塩川文化財国際協力室長,北山世界文化遺産室長,その他関係官

## 4. 議事等

○「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について」(平成 25 年 4 月 19 日 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定) 1. (1) 及び (4) の規定に基づき,「議題 (1) 委員長及び委員長代理の選任について」及び「議題 (3) 代表一覧表記載の提案候補の選定について」は議事の内容を非公開とすることが了承された。

神崎委員が委員長に選出された。また、河野委員が委員長代理に指名された。

(傍聴者入室)

【神崎委員長】 それではこれから議題(2),第8回政府間委員会の結果概要について, これはまず事務局から御説明を頂きたいと思います。

【塩川文化財国際協力室長】 それでは、まず、第8回政府間委員会の結果について報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料6に基づいて説明させていただきますので、資料6にお目通しいただければと思います。

第8回政府間委員会でございますが、昨年12月2日から7日、場所はアゼルバイジャンのバクーで開催されたものでございます。文化庁から、「和食」の登録の前後に、青柳長官に御出席いただくとともに、全体の日程を通じまして大和文化財鑑査官、宮田主任文化財調査官、それから守山補佐が参加しておるところでございます。それから、岩崎委員にも御参加いただいておるところです。議長、委員国、補助メンバー国についてはここに書い

てあるような形になっております。ちなみに我が国の委員会の任期は,2014年6月までということでございますので,この後はしばらく日本は委員会国からは外れるということになっておるものでございます。

それから主要決議等について御説明させていただきます。「代表一覧表」につきましては、記載が25件、情報照会が3件、不記載がゼロ、取下げが3件というふうになっておるものでございます。世間でも報道されてございましたが、「和食;日本人の伝統的な食文化」が代表一覧表に記載と決議されるとともに、今回の和食の提案についてはベルギー、フランス、イタリア、ペルー、韓国等の提案と並んで、よい事例というふうに評価されたところでございます。資料の2ページ目でございますが、実際、補助機関の勧告と委員会の最終的な結果が異なったものということで、不記載から記載になった案件がブラジル、ウクライナ、それから情報照会となった案件が2件、オーストリアとナイジェリアの案件となっております。これが代表一覧表関係でございます。

それから②番,「緊急保護一覧表」でございますが、記載4件,不記載6件,取下げが2件という形になっております。それから③番,「ベスト・プラクティス」については2件,審査がございましてスペインの案件が選定され、エジプトの案件が非選定との結果となっております。それから④番,「25,000ドル以上の国際的援助要請」については、1件審査されまして、パキスタンの案件でございますが、承認されない形で承認件数はゼロということになってございます。

次に(2)番、代表一覧表への提案の審査に関する決議の主な事項でございますが、詳細な説明については割愛させていただければと思いますが、とりわけ重要と思われるものとして中ポツの4つ目のパラ8でございますが、いわゆる不記載の決議について、案件の価値に関する判断を含むといった価値判断を行うものではないということが強調されているものでございます。それから次のパラ10でございますが、条約の根本原則としてコミュニティ、あるいは集団等の尊重ということを掲げております。それから代表一覧表への記載というのは、文化多様性の尊重につながる対話が奨励されるべきもの、さらには、アンダーラインを引いているところでございますが、ほかの締約国における記述を避けるということが明記されております。それからページの一番下になります、パラ13の下のパラ14でございますが、コミュニティ、集団、個人がまさに条約における本質的な参加者であり、主人公ということで、提案プロセスにおいては積極的な参加が求められているという決議でございます。それから、そういう流れの中でコミュニティの積極的な参加のエビデンス

たる証拠が歓迎されるということで、同意書の活用のされ方等がパラ 15 で書かれております。 さらにパラ 17 でございますが、条約に沿った、条約の趣旨を踏まえた適切な語彙、ワーディングの使用の重要性ということが指摘されているというものでございます。

(3) に移りますが、審査の事前評価機関でございます諮問機関と、それから補助機関についての決議でございます。以下のように決定されております。①の諮問機関について、諮問機関というのは代表一覧表以外の事前審査を行う機関でございますが、これらについて次期サイクルのメンバーとしてここに書いてあるとおりとなっております。日本が属しますアジア大洋州の国から構成されるグループ4でございますが、それについては、ベトナムの文化の研究機関、それから専門家においてはパプアニューギニアの専門家がメンバーになっておるところでございます。それから②、代表一覧表の事前審査を行う機関としては、6 か国から構成されるわけでございますが、日本も所属するグループ4 についてはキルギスが選ばれております。この6 か国の専門家から2014 年サイクルについては事前審査が行われるということになっております。

それから(4)でございます。2015年及び2016年サイクルでの提案書の件数でございます。大変厳しい状況ということで、2014年については1か国1件の審査が保障される63件の提案書が現在、審査予定であるということでございますが、ユネスコの行財政等の非常に厳しい制約の中で、その後の2015年及び2016年の審査件数については、それぞれ50件を上限とするということ、それからそれにあわせて、どの締約国も少なくともこの2015、16年の2年に1件は審査されることを保障するという内容の決議がされておるところでございます。

それから(5)でございます。条約の実施に当たる手続規則でございます運用指示書の改訂についての決議でございます。最終的な改訂は今年6月の第5回締約国会合になるわけでございますが、締約国会合に提案する案文として①から④までの内容が今回、委員会として決議されております。①番といたしましてはサスティナビリティ、持続可能な開発に関して無形文化遺産に関連するものとして新たに章立てをするということを行うとともに、ではその内容について何を書くのかということについて専門家会議を開催するということが決まったところでございます。トルコがそうした専門家会議をホストするということを表明したものでございます。それから②、情報照会オプションということで、代表一覧表については情報照会というオプションがあるわけでございますが、ほかの緊急保護や国際援助等については情報照会というオプションがない中で、この情報照会をどう扱うかとい

うことが審議されたわけでございますが、結論といたしましては引き続き情報照会オプションを残すということになっております。その上で、補助機関において引き続きこのテーマを扱うということが決定されております。

③番,いわゆる拡張提案についてでございます。これは複数国の提案についてだけ現在, 手続が明記されておるわけでございますが、1 か国ベースの提案についても明記するとい うことが決定されたものでございますので,これについても正式な承認というのは6月の 締約国会合になるという予定でございます。それから④番、事前審査機関の一元化という 話でございます。先ほども申しましたが、代表一覧表だけが現在のところ補助機関が行っ ているわけでございますが、その一元化、諮問機関における事前審査に収れんしていくと いうことが、あくまでも試行的ではありますが、そういう位置付けの中で行われるという ことが決定されたものでございます。ただ,現在の諮問機関と異なる点といたしまして, 構成メンバーの選び方について、現行では事務局が候補者を提示するという形になってお りますが、それについては世界を6地域に割られてグループがありますが、その6つのグ ループがそれぞれ候補者を選定いたしまして推薦するということ、それからその際の専門 家については、政府間委員会国ではない条約の締約国の研究者、専門家を推薦するという 規定を運用指示書に設けるということになったものでございます。この事前審査機関の一 元化の実際の運用の開始でございますが、最終的には今年6月の締約国会合での承認事項 となりますので、その後から適用されるものでございます。したがいまして、2014年サイ クルの審査については現行どおりの審査体制、すなわち代表一覧表については先ほど申し ました形の補助機関が担って、その後の2015年以降のサイクルからこの新しい一元化機関 が審査を行う可能性が高くなっているということでございます。

以上が資料 6 についてでございます。資料 7 から 10 につきましては、それぞれのリストの詳細となっております。またお時間あるときにお目通しいただければと思います。

それから、資料 11 について簡単に触れさせていただければと思います。資料 11 が代表一覧表、それから緊急保護一覧表の地域別登録件数となっております。特に代表一覧表のところをまず見ていただければと思いますが、これがユネスコ 6 地域ごとの現在の登録状況を示す分布でございますが、グループ 4、G4 (アジア) が 38.4%ということで大変多い、シェアが高くなっているものでございます。1 枚おめくりいただいて、国別の件数がどうなっているのかということでございますが、この表はあくまでも 3 件以上登録されている国として整理させていただいたものでございますが、上位 1、2、3 を日中韓が独占してい

るというような状況で、ユネスコの中では無形文化遺産については非常にアジア、それから日中韓の代表一覧表におけるシェアが客観的に高いという状況になっております。

以上、大変駆け足の説明ではございますが、第8回の委員会について和食以外でどういった議論があったのかということについての報告でございます。

以上でございます。

【神崎委員長】 ありがとうございました。それではただいまの報告につきまして御質問がおありになりましたら、御遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。ございませんか。

それでは御質問,御意見は後でまた頂くとしまして,この第8回政府間委員会に御出席 いただいたのが岩崎委員でございます。その状況などについてレポートいただければと思 います。

【岩崎委員】 私、この委員会に初めて出席させていただいていますので、多分これま での経緯で既に委員の皆さんは当然分かっていることを幼稚に繰り返すような気がしてい ますけれども、初めてこの委員会に出席させていただいたということと、それから政府間 委員会に関しましては、一昨年の第7回が1回目で、今回2回目ということで出席させて いただきました。その事前の勉強として条約の策定とか運用に至るまでの様々なこと、特 に河野先生が詳しく書かれていて、そういったことを勉強させてもらいながら、それから 宮田先生も前職の立場でいろいろと書かれて、それを読んで、こういうものなのかという 理解で政府間委員会に臨んだのですけれども,1 つ,私がイメージしていたものとかなり 違うなと思ったのは、特に代表一覧表への申請件数が制限されてきている中で、記載とい うことの重みがすごく大きくなっていて、会場でも各国の代表団が国の威信をかけて議論 するというような感じで、それが記載になるかならないかで喜びも、落胆も驚くほど激し いという、そこが驚きだったんですけれども、なぜ驚きなのかというと、根本的にこの条 約の基本精神というのが、文化の多様性ということをうたっていくということで、それぞ れの文化活動、エレメントですか、それはそこの地域で継承する人々にとって重要であっ て、それが多様であるということを条約の中で語り合って、その多様性をお互いに認めて お互いの文化を尊重していくというのが条約の基本精神だと思うんですね。それを踏まえ て見ると、方向性がちょっと変わってきているのかなというような印象を得ました。

2013年は日本は実際に事前審査にも加わったわけで、ですからどちらかというと申請する、提案する側だけではなくて審査という立体的な視点で見ることができたと思うんです

けれども、これも当然、皆さん御存じのことを繰り返すことになるわけですけれども、実際の審査というのはほんの 20 数ページの提案書を審査するわけであって、先ほどの結果報告の中にもありましたけれども、決して提案されているエレメント自身の価値を評価しているのではないというのが大前提にあります。ですから、何を審査しているのかというと、条約の精神にのっとって書かれているかどうかということを審査するわけですよね。そうなると、先ほどの報告にもありました適切な言葉を使うようにということを繰り返し、今年もすごく強調されたんですけれども、それは例えば、この祭りはオーセンティックであるとか、オリジナルなものであるとか、際立って価値が高いものであるというたぐいの表現があってはならないという前提があります。ですから、どちらがすぐれているというような、多分これは世界遺産の発想なのかと思うのですけれども、そことは基本的に違うところからこの条約ができているのだということをもっと私も意識していかなければならないし、それから私たちの共通認識として更に強調していかなければならないかなということを印象として持ちました。

ですから、その意味では今回、オーストリアのすばらしい馬術が情報照会になっていて、私もとても今まで楽しんで見てきたものなので、そのものの価値を考えたら当然、すぐれたものであるということは誰も疑わないわけですけれども、その提案書の中に、条約の精神を余り理解されない形の表現が非常に多かったということがあるわけですね。そこらあたり、日本に帰ってきて「和食」の報道でもそうなのですけれども、やっぱり基本的な条約の精神、どっちがすぐれているとかすばらしいということを評価したのではなくて、文化の多様性、平等性というのですか、河野先生が書かれたものの中にも、「ICH」は平等性ということを大事にしているのだということを書かれていたと思うのですけど、そこをもう一度、私たち関係者としても一般に語っていかなくてはならないなということをしみじみと思いました。

20 数ページの提案書の中で、明らかに一つ一つの質問に答えながら提案書を書いていく わけなのですけど、その中でとても重要な質問があって、それはこのエレメントは現在、 コミュニティの人たちにとってどのような社会文化的機能がありますかという質問があり ます。そこがまさにこの条約の精神を表している、誰にとってのものなのか、その地域の 人たちのものであるという視点から、もう一度、条約の理解というものを再認識させられ たというのが私の感想です。以上です。

【神崎委員長】 ありがとうございました。それではただいま御報告いただいた岩崎委

員のお話も参考にしていただいて、御質問、御意見があれば挙手をお願いします。 いかがでしょうか。

それでは、事務局の守山さんも御出席いただいたんですね。もしその現場の状況が、分かりやすく私たちに伝えていただければありがたいと思います。

【守山文化財国際協力室長補佐】 ありがとうございます。今回、特に今まで条約の運用が開始されて記載プロセスを四、五回重ねてきたわけですけれども、日本は初めて補助機関のメンバーに入りまして、岩崎先生をはじめ関係各位の御協力を得ながら審査の部分も経験することができたということで、少しそういった舞台裏といいますか、実際どういったことに注意をしながら記載に至るまで、そもそも無形文化遺産は相互に価値の面では平等、だけれどもその中でリストアップをしていかなくてはいけないという、根本的にはなかなか相矛盾するような、難しい仕事なわけですけれども、それを実際に、中にも入ってやることができたということで、幾つかキーワードになるようなことがあったかと思います。

1 つにはやはり何のための審査かということで、審査する側だけではなくて審査される側の委員国も含めてですけれども、何のための審査でどういったところをどう評価していくのかということについては引き続き議論を重ねていくべき、根本的にどうあるべきかということの検討は必要だという意識がどの国にも非常に強かったように思われました。というのも、やはり岩崎先生のお話にもあったとおり、提案書の書面の中に何が書かれているかだけの審査なので、そこにたまたま書いてあったか、書いていないかで明暗が分かれてしまうというのをどこまで厳密に追求すべきかということは、委員会の場でもかなり議論がされまして、そういう議論の結果、今まで不記載という勧告が出ていた国は大体取り下げていたのが、今回は不記載から記載にという勧告と異なる決議が何件か見られたわけですけれども、やはり提案書の何をどう審査すべきなのかということについては、まだ固まったわけではなく依然として模索の部分も大きいということがありました。

どのように審査していくかということについて考えていく上で、やはり審査件数は引き続き課題となっているかと思います。審査件数については今回、2015年、16年の2年間で100件ということになりまして、これは去年、今年と60数件ずつ、どの国も1件ずつといったことからまたちょっと絞られてしまったわけですけれども、実は最初に事務局が公表しました事務局案では、2015、16年の2か年で80件という数字が提示されていましたのが、議論している過程でやはりどの国も審査件数を余り絞ってほしくはないという意見も

相次ぎまして、その中で、それでは審査機関が今、補助機関、諮問機関という、これもいろいろな経緯があって2つの機関が審査をしているのですが、それを一元化することによっていろいろ事務作業を効率化し、そのことによって事務局が2か年で80件と言っているのを少し広げられるのではないかということで、100件ということで最終的に落ちついたということがあるんですけれども、審査件数がこのまま制限が続いている状態で本当にいいのかどうかということも含めて、依然としてその審査の在り方については問題意識が非常に強かったように思いました。

【神崎委員長】 ありがとうございました。これまで会議に御出席いただいた河野委員、何か御質問はありますか。

【河野委員長代理】 私はちょっと、ほかの業務と重なりまして今回は出席できなかったのですけれども、かなりいろんな国から出てきてバランスがとれてきたなという感じはあるのですけれども、リストのバランスという議論は、私が出ておりましたときの初めの頃の委員会ではすごく多かったのですが、そこの辺の議論はいかがだったでしょうか。

【守山文化財国際協力室長補佐】 それも今申し上げればよかったのですけれども、今回、大きな特徴としては4つあるリストのうち、代表一覧表は、今回もそれなりに多くの件数が登録されたんですけれども、最も条約の趣旨にかんがみて大事とされている緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、それからあろうことか国際的援助要請は残念ながら今回はゼロ件だったということで、この3つのリストへの、提案の件数の低さもさることながら、提案の件数自体はもうちょっと多かったんですけれども、そこから事務局のチェックを経て諮問機関の審査に上がる件数、さらに審査を通過した件数が非常に少なかったということは委員会でも大きな問題になりました。

特に緊急保護一覧表とか国際的援助要請の場合は途上国が中心ですけれども、やはり提案書を書くキャパシティがまだまだ足りない、不足しているということで、今ユネスコ事務局が、全世界的にキャパシティビルディング事業を大々的にやっていまして、中長期的にはこのキャパシティビルディング事業がどんどん行き渡っていくことによって、だんだん提案書の数は増えてくるであろう、また提案書の質も向上してくるであろうけれども、やはりちょっとこの件数の低さを考えれば、短期的にももう少し何か即効性のある手を打った方がいいのではないかということで、今回、1つには、これは事務局のもともとの提案の中に入っていたことですけれども、緊急保護一覧表に記載されても、そのまま緊急に保護が必要な案件に対する援助が自動的に伴ってくるわけではなくて、別途国際的援助要

請を申請する必要があるんですけれども、試みとして緊急保護一覧表への提案と国際的援助要請の提案が同時にできる、合体した提案書というメカニズムを作ってみてはどうかということで、統合した、1 本で緊急保護一覧表にも載せられるし、それによって国際的援助要請ももらえるという合体した形での提案書を事務局が作成して、次の次の委員会でそれを承認するかどうか議論するということになりました。こうしたことによって少しでも上がってくるといいと思うんですが、おっしゃるとおり各リスト間の数のバランスというのは相変わらずいびつになったままでして、それに対する問題意識も非常に強かったことはあります。

【神崎委員長】 ありがとうございました。よろしいですか。

【河野委員長代理】 キャパシティビルディングというのはすごく時間のかかることで、かつそれがうまくいくかどうか分からないですよね。一昨年、世界遺産 40 周年を迎えましたけれども、やはりアフリカあたりから出てくるノミネーションファイルと、欧米から出てくるノミネーションファイルというのはまだ差があるんですよね。だから、無形の場合に果たして待っていられるかというのはちょっと気になりますね。

【守山文化財国際協力室長補佐】 そうですね。なので、そういう提案書を出させる努力は、キャパシティビルディングのやり方にもまたよるのかもしれませんけれども、確かにキャパシティビルディングは大いに時間がかかる話だとは思います。あとは、審査の在り方で先ほども申し上げました提案書を全部厳密に、まるで学生の試験のような形で、はねるための、落とすための試験みたいな形で果たしていいのかというのは委員会の場でも非常に意見がいろんな国から出まして、そういった落とすための試験みたいなことではなくて、もっと文化をセレブレートするための条約であるべきではないかという意見が非常に強く出ましたので、審査の在り方そのものもこの記載の件数を増やしていく上で重要なのかなということは議論になりました。

【神崎委員長】 それでは、事務局の宮田さんもこれまで政府間委員会に御出席になっていたのですが、特に御発言があればどうぞ。

【宮田主任文化財調査官】 今回の8回目の政府間委員会は、文化庁職員として、これまでの第1回から7回までとは違う立場での参加だったのですけれども、一番今回が特徴的だったのは、「和食」の審議もあり、こんなに日本のマスコミが取材に来るのかという点でした。文化財保護法で国が指定したものを今まで淡々と提案してきたときには1社も来てくれなかったのにという思いが、少しいたしました。

それはちょっと雰囲気的な余談なのですけれども、会議全体の雰囲気としてはやはり各国がユネスコの置かれている現状、非常に財政的に厳しい、あるいはマンパワーも減らされているという現状を認めるところから始めざるを得ないというような、何か理想は述べたいのだけれどもその理想を実現できる現状がないということをみんな知ってしまったというところから始まったような気がします。それが最終的に2年間で、40件の審査を1年ごと50件にして2年間で100件にはしたのですが、非常に厳しい件数制限をみんな了承せざるを得なかったと。ただ、その一方で古くからの締約国の中には、先ほど守山さんも岩崎委員もおっしやっていましたけれども、ファイルの記述のみを重視するという、ファイル原理主義といいますか、ドシエ重視主義といいますか、そういうふうになっている条約の現状に対してのかなりの不満がたまっているというふうに感じました。逆に言うとその不満で、今まで非常に結束力の弱かったグループ4、アジア太平洋地域が集まって共同で何かやろうという雰囲気が生まれてきたというのも、今までは日中がイニシアチブをとって集まるということはほとんどなかったものですから、ほかのグループに比べて結束力の余りなかったグループ4が結束して、2年間で少なくとも1件の審査を保障するというような文言はそのグループ会合の中から出てきたというふうに思います。

いずれにせよ、もう一つ大きかったのは諮問機関、審査の一元化ということが今回決議されたのですが、これは第4回の締約国総会で、その前にバリで行われた政府間委員会で決議された運用指示書の改訂案が否決されていますので、これは実際に6月の総会を経るまではなかなかこのとおりいくかどうかは、かなり危ないかなというふうにも思っています。ただ、これは件数制限とセットにした、この条件でやっと毎年50件の審査が実現できるということと、セットになっていますので、どちらか一方だけを今度の総会で採択するというのはなかなか厳しいと思いますので、是非ともこのまま通ってほしいと思っているところではあります。

まとまりませんが以上です。

【神崎委員長】 ありがとうございました。現地での御報告を頂いたのですが、最後に私の方から、御質問が出ないから代表してというか、下世話な、多分一般の人の御質問になると思いますが、塩川さんにお答えいただきたいのですけれども、資料6でありますが、この一番下に、我が国より提案していた「和食」は補助機関による事前の勧告どおり、記載と決議されたと、それからモデルとなるべき提案書と評価されたとありますが、これは文字どおりに受け取ってよろしいのでございましょうね。つまり、審査の過程で質問とか、

あるいは注意事項とかはなかったのでしょうか。

【塩川文化財国際協力室長】 今回日本は補助機関のメンバーではあったわけでございますけど、基本的に当該国の案件は審査に関わることができないわけでございますが、ただ、最終的に出てきたものについてこういった評価を受けたのは全く客観的な事実でございます。ここからは我々の推察になるわけでございますけど、先ほど岩崎委員からのお言葉もありましたが、そういう適切なワーディングというのを今回の「和食」の提案についてはきちんと踏まえられていて、コンセプトもクリアだったということが、まさに今の日本人にとってどういう意義があるものかということがきちんと分かりやすく提案書の中で示されていたことが評価されたということで受け止められて、まず間違いないというふうに思われるところです。

【神崎委員長】 ということで、これまでの事務局を中心とした御関係の皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。モデルになるということの評価を受けたことで、御同慶の至りであります。しかし、これはもう皆さんがおっしゃっているように、年々条件が厳しくなりまして、これより代表一覧表記載の提案候補の選定についてという議題で、皆さんの御意見を頂きたいと思います。しかし、この議事は非公開となっておりますので、大変恐縮でございますが傍聴の皆さんには御退出をお願いしたいと思います。なお、再入室はございませんので、お荷物はどうぞまとめてお持ちになってください。よろしくお願いいたします。

## (傍聴者退室)

○代表一覧表記載の提案候補の選定について、議論が行われ、本特別委員会の下にワーキンググループを設置すること等が了承された。